

## 「住む人にとっても訪れる人にとっても やすらぐ都市風景」を目指して

### 第7回浮き城のまち景観賞の作品を募集します

市内には、古代から現代まで受け継がれた歴史を背景に、自然や街並みなどの景観資源が豊富に存在しています。

「浮き城のまち景観賞」は、これらの資源を発掘することにより、本市が持つ潜在的な魅力を皆さんに広く認識してもらい、景観まちづくりへの機運を高めることを目的としています。

次のとおり作品を募集しますので、たくさんのお応募をお待ちしています。

#### ▼対象

- 住宅、店舗、工場、神社仏閣、蔵などの建築物および工作物
- 公園、河川、生け垣、モニュメントなどの自然景観
- 街並み

※市内に存在していること。

※新旧、和洋は問いません。新しい建物などの応募もお待ちしております。

▼応募資格 自薦、他薦は問いません。

※他薦の場合は、事務局で所有者に了承を取ります。

▼応募方法 市役所や各公民館などで配布している応募用紙(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、写真または画像データを添付のうえ、9月20日(休)までに持参、郵送、Eメールのいずれかの方法で都市計画課まで提出してください。

【持参・郵送】〒361-0052 行田市本丸2-20 行田市役所都市計画課

【Eメール】toshi@city.yoda.lg.jp ※カメラ付きの携帯電話やスマートフォンで撮影した写真も応募できます。メール本文に応募者の住所、氏名、電話番号、作品の名前・所在地・推薦理由を記入し、写真を添付のうえ、送信してください。

▼受賞作品の決定 11月ごろを予定

▼その他 応募いただいた作品は以後3年間有効(審査対象)となりますが、写真の差し替えや再ノミネートも可能です。受賞作品は「市報ぎょうだ」や市ホームページなどで公表し、広くPRします。※応募者には記念品を贈呈



忍城御三階櫓



高澤邸

▼問い合わせ 同課計画担当 ☎550-1550

## 青少年の健全育成と犯罪被害の撲滅を

7月は、家庭・地域・学校・行政などが相互に協力・連携して、青少年の非行・被害防止の徹底を図る「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(内閣府主催)です。

インターネットが利用できる携帯電話の普及に伴い、児童ポルノ事件などの被害児童が増加傾向にあります。こうした犯罪被害から子どもを守るとともに、不

登校、喫煙、深夜徘徊などの青少年の非行を防止するためには、家族のふれあい、しつけ、地域の教育力が大切です。

市民の皆さん一人ひとりが、常に青少年の育成に関心をもち、地域が一体となって青少年の非行防止と健全育成に取り組ましましょう。

▼問い合わせ ひとりごと支援課生涯学習担当 ☎556-8319

## 悩みを抱える青少年や保護者・家族の方が相談できる窓口

### 行田市立教育研修センター

幼児から小・中学生とその保護者や教育関係者を対象に、日常生活や就学をはじめとする教育上の相談をお受けします。

▶相談日 月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後5時  
▶申し込み・問い合わせ 同センター下忍分室 ☎555-0788(樋上195-2)

### 行田市福祉事務所 家庭児童相談室

家庭や学校での子どもにかかわる悩みごとなど、どんな事でも気軽にご相談ください。

▶相談日 月～金曜日(祝日を除く)午前8時30分～正午および午後1時～4時  
▶問い合わせ 子育て支援課家庭児童相談室(内線268)

### 埼玉県熊谷児童相談所

0歳から18歳未満までの児童についてのさまざまな相談をお受けします。

▶相談日 月～金曜日(祝日を除く)午前8時30分～午後6時15分  
▶申し込み・問い合わせ 同所 ☎521-4152(熊谷市箱田5-12-1)※電話での相談は随時受け付け

### 埼玉県警察少年サポートセンター

子どもの非行、家庭内暴力、いじめ被害などでお困りの保護者の方や、人間関係、進路、いじめ問題などで悩んでいるお子さんからの相談をお受けします。

▶相談日 月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時  
▶申し込み・問い合わせ 同センター北分室熊谷相談室 ☎524-4016(熊谷市本石1-10熊谷市立婦人児童館2階)

## 下水道に接続して快適な生活を

下水道が整備された区域で、まだ下水道へ切り替えていない方は、一日も早く下水道に接続しましょう。

くみ取り式トイレは、下水道が利用可能になった日から3年以内、浄化槽を使用している方は、速やかに下水道に接続することが義務付けられています。

なお、接続工事を行う際は、必ず「行田市排水設備指定工事店」に依頼してください。

▼問い合わせ 下水道課普及促進担当 ☎564-0303

## 幼稚園就園奨励費を支給します

本市では、幼稚園教育の一層の普及・充実ならびに保護者の負担を軽減するため、市内外の幼稚園にお子さんが通園している家庭に、市民税の所得割課税額に応じて、保育料の一部を補助しています。

▼申請方法 幼稚園を通じて、申請してください。市内の幼稚園には調書を配布しています。市外の幼稚園へ通園しているお子さんのいる家庭で、申請していない方は教育総務課へご連絡ください。

▼問い合わせ 同課財務施設担当 ☎556-8311

## 学校生活で思い悩んでいるお子さんはいませんか? 個人にあった指導を「通級指導教室」のお知らせ

通級指導教室は、子供たちがより豊かな学校生活を送れるように、一人ひとりのお子さんの課題の改善・克服を目指し、適切な指導を行う場として設置しています。

4月より、行田中学校に市内中学校初の通級指導室が開設されました。

設置校	名称	通級指導教室の種類
泉小学校	ひかりの教室	発達障害・情緒障害
桜ヶ丘小学校	おやこの教室	発達障害・情緒障害
	ことばの教室	難聴・言語障害
行田中学校	通級教室	発達障害・情緒障害

#### ▶対象となるお子さん

- ・集団行動が苦手な子
- ・友達とのかかわりがうまくもない子
- ・落ち着きがなく情緒が不安定な子
- ・言っていることが、はっきりしない子
- ・聞き返しや聞き間違いが多い子 など

※通級指導教室に関する相談は、担任の先生、学校教育指導担当、教育研修センターにお願いします。

※就学前のお子さんで、入学後、通級指導教室での指導を希望する場合は、通園している幼稚園や保育園の先生、または同センターにご相談ください。

▶問い合わせ 同課指導担当 ☎556-8316または同センター ☎556-6458

## くらしの110番

### 知人から突然の誘い(実は若者を狙うマルチ商法!?)

#### 【事例】

高校の同窓生からSNS(ソーシャルネットワークサービス)サイトを通じて連絡があり、もうけ話を教えてくれるというので、喫茶店で会って話を聞くことにした。

「投資用教材DVDで勉強し、投資をするとうかる」と説明され、学生ローンで借金をしてDVDを56万円で購入した。購入後セミナーに参加したときに、自分が紹介した友人がDVDを購入すると10万円の紹介料が支払われる仕組みだと知った。現在、ローンの返済に追われて困っている。(男性 大学生)

知人からの誘いがきっかけで、高額な投資用教材DVDを借金して、購入してしまったという相談が大学生を中心に増えています。

事例では、DVDを購入した後に、その仕組みについて説明を受けていますが、この場合でも特定商取引法の規制対象となる「連鎖販売取引」に該当する可能性があります。

DVDを購入した大学生のほとんどは学生ローンの利用を勧められ、ローンを

返済しています。このように、収入が不安定な学生に借金させてまで高額なものを購入させる方法は問題といえます。

最近、SNSサイトやメールをきっかけに、マルチ商法などの勧誘を受けるケースが増えていますので、SNSサイト利用者は特に注意が必要です。

#### アドバイス

- ①連鎖販売取引に該当する場合や事例のように誘い出されて契約した場合は、クーリング・オフができるので、なるべく早く最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。
- ②友人を紹介して紹介料を得たとしても、友人が同じように借金を抱えることになり、大切な信頼関係を失う危険性があります。
- ③学生ローンといっても消費者金融の金利は高いので、返済困難に陥ることがあります。

▼問い合わせ 行田市消費生活センター(市役所内・内線495)または埼玉県消費生活支援センター春日部 ☎048-734-0999